

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年5月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂宮城志波姫店

栗原市志波姫南八樟461-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社薬王堂 代表取締役社長 西郷 辰弘

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第7割地445番地

3 市町村の意見の概要

(1) 廃棄物について、「栗原市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化の促進に関する条例」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って適切に対応されたい。

(2) 街並みづくりについて、屋外広告物を設置する場合には「屋外広告物法」に基づく許可を得られたい。

(3) 自動車及び歩行者等の視界をさえぎることのないよう、緑地、広告物等の設置には十分に配慮されたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター、栗原地方振興事務所及び栗原市役所

6 縦覧期間

平成19年5月23日から平成19年6月25日まで（ただし、閉庁日を除く。）